平成２５年５月８日

各　　位

会 社 名　　大同特殊鋼株式会社
代表者名　　代表取締役社長 嶋尾　正
（コード番号 5471　東、名証第１部）
問合せ先　　総務部長　東　真一郎
（TEL.　　０５２－９６３－７５０１）

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 23 年５月９日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上を目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定の上、同日付けで公表し、また、原対応方針の導入に関する議案については平成 23 年６月 29 日開催の当社第 87 期定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決頂いております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原対応方針の内容についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成 25 年６月開催予定の当社第 89 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）に対して、原対応方針から継続して本対応方針（下記Ⅲ．１．において定義されます。以下同じです。）を導入することを、平成 25 年５月８日開催の当社取締役会において決定いたしましたので、お知らせします。本対応方針に係る手続の流れの概要については、添付ご参考資料１をご参照下さい。

なお、本対応方針は、原対応方針から実質的内容に変更はありません。

また、本対応方針の有効期間は、平成 27 年６月に開催予定の当社第 91 期定時株主総会の終結時までといたします。

（注１）　「特定株主グループ」とは、（ⅰ）①当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第３項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）および②その共同保有者（同条第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、ならびに、（ⅱ）①当社の株券等（同法第 27 条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）を行う者および②その特別関係者（同条第７項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

（注 2）　「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ⅰ）特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）、または、（ⅱ）特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同条第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第４項に規定する発行済株式の総数をいいます。）および総議決権の数（同法第 27 条の２第８項に規定する総議決権の数をいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社経営を行うもので

あったり、株主の皆様に当社の株式の売却を事実上強要するものであったり、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、下記１．の企業価値向上に向けた取り組み、および、下記２．のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを実施しております。これらの取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取り組みは、上記Ⅰ．に記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資するものであると考えております。

１．企業価値向上に向けた取り組み

今後の日本経済は、海外景気の持ち直しや円安移行によって輸出が回復していくことに加え、各種の経済対策、金融政策効果なども見込まれることから、次第に景気回復に向かっていくことが期待されています。しかし一方では、欧州政府債務問題等による海外景気の下振れや原油価格の高騰など景気を下押しするリスクも存在しており、これらの経営環境変化を注視していく必要があると考えております。

特殊鋼の主要需要先である日系自動車需要につきましては、新興国経済の成長を背景として引き続き拡大する見通しですが、海外生産へのシフトや小型化などの需要変化要因に十分留意する必要があると考えております。他方、産業機械関連需要につきましては、国内外の景気回復と輸出環境の良化を背景に回復局面に移行していくと想定しております。

こうした状況のもと、当社グループでは、総合特殊鋼メーカーとしての“お客様へのソリューション提供”と“グローバル競争力強化”を通じて『企業体質強化』と『成長戦略の実現』を同時に図り、世界最強の特殊鋼メーカーを目指します。そのための施策として以下の重点課題に取り組んでまいります。

(1) ベースロード商品の抜本的事業基盤強化

① 特殊鋼鋼材等の基盤製品のグローバル競争力強化と電力をはじめとするエネルギーコスト上昇に対応するため、当社のメイン工場である知多工場（愛知県東海市）製鋼プロセスの抜本的な合理化により歩留向上・省電力を中心とした大幅なコ

ストダウンとさらなる品質改善を図り、グローバル市場で勝ち残るための競争力の強化と戦略商品の生産余力創出を実現いたします。なお、当合理化投資工事は本年11月の立上げを目指して現在進捗しております。

② 原材料調達環境の変化や電力供給制約、さらには需要の大幅な変動といった経営環境リスクに対処するため、国内外企業との戦略的な複眼的アライアンスを進め、グローバル市場における相互提携効果の拡充を図ってまいります。

③ 事業活動の継続性、安定性強化のため当社グループでは従来より耐震対策や環境対応投資を実施してまいりましたが、これらの対応に加えて津波等の重大災害を想定したＢＣＭ（business continuity management、事業継続マネジメント）への取り組みを強化してまいります。

(2) 大同得意商品による中長期成長戦略の実現

① 今後もさらなる成長が見込まれるアジア市場を中心に、差別化された大同得意商品である“グローバル・リーディング商品”の拡大を進め、成長戦略の実現を図ります。

② グローバル・リーディング商品の拡大のため、知多工場への戦略投資の他、渋川工場の機能強化、星崎工場の２次加工コストダウン、自動車用エンジンバルブの現地生産等の施策を進め、ＱＣＤ競争力の抜本的な改善を図ってまいります。

(3) 次世代成長事業による将来成長分野の拡大

① 今後の需要拡大が見込まれる次世代成長事業・商品につきましては、さらなる品質・技術革新の追求とグローバル生産能力の拡充によって成長戦略を実現してまいります。なかでも世界的な需要拡大が見込まれる磁石事業、ターボ部品事業については、ダイドー電子グループ、大同キャスティングス等既存拠点の能力増強の他、新規に設立した磁石製造会社インターメタリックスジャパンの生産立上げを進めており、これらの施策によるさらなる事業成長を目指してまいります。

② 当社グループが保有する総合特殊鋼メーカーとしての技術・ノウハウを組み合せ、お客様のニーズと的確なマッチングを行い、ソリューションとして提供することを目指してまいります。そのための機能として、平成24年度に新設した部門横断的組織により、個別ユーザーに対する総合サービスの提供と関係性の強化を図ってまいります。

(4) グローバルネットワークと海外戦略の展開

海外成長市場への取り組みとして、成長市場であるアジア新興国市場に対し当社グループによるサプライチェーン機能の強化と海外アライアンス提携会社との関係強化を図り、グローバルネットワークの拡充を目指してまいります。

(5) 財務体質の強化

上記の事業戦略を通じて収益力のさらなる強化と生産効率性の向上を図り、将来にわたる安定的なキャッシュフロー創出力を獲得してまいります。そして当社グループの持続的成長力を確保するための経営資源の再投入と財務体質のさらなる強化を両立してまいります。

２．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、変化の激しい経営環境に対応すべく、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、経営の効率化、意思決定の適正化・迅速化および経営の透明性の確保に向けた取り組みを行っております。

また、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、『大同特殊鋼企業倫理憲章』を制定し、社会に開かれた企業としての基盤の整備に努めております。なお、財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制委員会」を設置しております。これらの詳細は(3)「リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりです。

(2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用しております。また、当社では、社外監査役２名、および社外取締役１名を選任し、それぞれの立場から取締役の業務執行を監査および監督することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

② 内部統制システムの整備の状況

当社では、コンプライアンス、環境管理、安全管理、品質保証等の各統括部門において、内部統制を行うと同時に、代表取締役社長が直轄する内部監査部門において、それらの各統括部門の内部統制が、法順守性を伴いながら有効かつ効率的に機能しているかを、常時モニタリングしております。さらに、各事業部門には「自主点検リスト」により、自らの業務の規則準拠性や妥当性を定期的に確認させております。

また、内部監査部門は、内部統制システムの充実をより確実なものにするために、監査役および監査法人との連携を取りながら監査および自主点検を行い、また、その結果を、随時経営マネジメントに報告しております。

グループ全体に関しては、当社内部監査部門がグループ各社に定期的に往査して、内部統制状況等を確認する巡回監査を実施しています。また、それに加え、グループ各社を対象にした「グループ監査研究会」を開催し、各社間で監査事例の交換、各社の監査実施責任者の監査技術の研鑽等に努めております。

なお、平成20年度から適用が開始された「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況評価との双方向的な運営を図り、モニタリングの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクマネジメントおよびコンプライアンス重視の経営を実践しております。

具体的には、リスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」にて定めているほか、当社グループにおいて近い将来に発生が予想されるリスクおよび潜在的リスクのマネジメントについて審議し、当社常勤役員会および当社取締役会の諮問に答申する機関として、当社代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの全社統括責任者としてリスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選定しております。

また、コンプライアンスの相談・通報窓口として、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員、担当部門および社外の弁護士へのホットラインを設置しております。さらに、『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、全従業員およびグループ各社に周知徹底しております。

併せて、重大事故が発生した場合に備え、関係者のいち早い情報の共有化、スピーディーでかつスムーズな対応処置、および、企業活動への影響の最小化を目的として「重大事故発生時の緊急対応体制規程」を定め、全社およびグループ各社に周知しております。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に対応した当社およびグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」にて定め、「内部統制委員会」を設置しております。

今後も当社グループ全体としてのリスク管理体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

１．本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社の事業は特殊鋼鋼材事業、機能材料・磁性材料事業、自動車部品・産業機械部品事

業、エンジニアリング事業および流通・サービス事業と多岐に亘り、また、上記Ⅱ．に記載のとおり、当社が実施する上記Ⅰ．に記載の基本方針の実現に資する取り組みも複雑かつ多岐に亘っております。

したがいまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、多岐に亘る当社の事業の状況および当社が具体的に実施している取り組みを踏まえた当社の企業価値を把握することは困難であり、株主の皆様が、当社の企業価値および大規模買付行為の提案内容を十分理解された上で、当該提案に応じるか否かを短期間のうちに適切にご判断されることは極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取り組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株券等の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を防止するために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損

なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Ⅰ．に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、添付ご参考資料２をご参照下さい。

２．大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く手続は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載して頂きます。

（ⅰ）大規模買付者の概要

① 氏名または名称および住所または所在地
② 代表者の氏名
③ 会社等の目的および事業の内容
④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位 10 名）の概要
⑤ 国内連絡先
⑥ 設立準拠法

（ⅱ）大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

（ⅲ）大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等[1]を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。）を含みます。）

（ⅳ）大規模買付ルールに従う旨の誓約

---

[1] 金融商品取引法第 27 条の 26 第１項、金融商品取引法施行令第 14 条の８の２第１項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付して頂きます。

(2) 大規模買付情報の提供

上記(1)の大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10 営業日[2]（初日不算入）以内に、当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記(1)(ⅰ)⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

① 大規模買付者およびそのグループの詳細（沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近２事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示して頂いた目的の具体的内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。）に関する意見を含みます。）
③ 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種

[2] なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載して頂きます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載して頂きます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載して頂きます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載して頂きます。）

④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）

⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性

⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容

⑪　大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由

⑫　大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要

⑬　当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

⑭　当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容

⑮　反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、すみやかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を公表いたします。

(3)　取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて合理的に必要な期間（ただし、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間（いずれの場合も初日不算入）とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会（下記４．(1)(ⅰ)をご参照下さい。以下同じです。）に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大

限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長の理由を、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適切な時期および方法により公表いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会（下記Ⅲ．３．(1)(ⅰ)②において定義されます。以下同じです。）を招集する場合については、下記３．(1)(ⅲ)をご参照下さい。

３．大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置発動の条件

(ⅰ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記４．(1)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、（ア）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または、（イ）下記４．(1)(ⅱ)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に

行って頂くことができるものとします。

（ⅱ）大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

①　取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。具体的には、別紙１に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、上記対抗措置を発動することができるものとします。

かかる場合、下記４．(1)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

②　株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、（ア）当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または、（イ）下記４．(1)(ⅱ)に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。

（ⅲ）株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是

非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後 60 日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合においては、上記２．(3)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は別紙２に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

４．本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ⅰ)特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（ただし、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、３名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。なお、本対応方針導入時の特別委員会委員の候補者および各委員の略歴は、添付ご参考資料３「特別委員

会委員の略歴」に記載のとおりです。

（ⅱ）対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（ただし、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、および、当該対抗措置発動の必要性・合理性を説明した上で、対抗措置の発動の是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の同意を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

（ⅲ）特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、当該諮問事項に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主の皆様のご意思の確認

（ⅰ）本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成 25 年５月８日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関す

る株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがいまして、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

（ⅱ）対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記３．(1)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

(3) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。当社取締役会は、かかる諮問に際して、特別委員会に対して、上記①または②の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、対抗措置の維持の是非に関する当社取締役会としての意見を伝えるものとします。特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止または撤回し、すみやかにその旨を公表いたします。

ただし、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、割当期日（別紙 2 第１項において定義されます。以下同じです。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約

権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

(4) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成 27 年６月に開催予定の当社第 91 期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従ってすみやかに公表いたします。

５．本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年５月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める大規模買付情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成 20 年６月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記１．に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内

容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記４．(2)に記載のとおり、平成 25 年５月８日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、かかる議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。

また、上記４．(2)(ⅱ)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

さらに、上記４．(4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成 27 年６月に開催予定の当社第 91 期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社定款においては、取締役の任期を選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めており、本日現在の当社取締役の任期は、第 90 期定時株主総会（平成 26 年６月開催予定）の終結時までとなっております。そのため、本対応方針の有効期間の満了前であっても、上記定時株主総会における取締役の選任を通じて、本対応方針の継続に関して株主の皆様のご意向を示して頂くことも可能です。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記３．(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) 特別委員会の設置

上記４．(1)(ⅰ)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別

委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記４．(4)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成 27 年６月に開催予定の当社第 91 期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

６．株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主および投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社は、当社取締役会が対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記４．(3)に記載のとおり、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日よりも前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ての中止または撤回を行うことはありません。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じる

ことが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使して頂く（その際には一定の金銭の払込みを行って頂きます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

７．その他

本対応方針は、平成 25 年５月８日開催の当社取締役会において決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役２名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に同意する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以　上

（別紙１）

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

(1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が著しく毀損される等し、それによって、当社の企業価

値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(8) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(9) その他(1)ないし(8)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以　上

（別紙２）

本新株予約権の概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

２．割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）１株につき１個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は１株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

７．本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[3]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[4]、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者[5]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

８．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

９．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

---

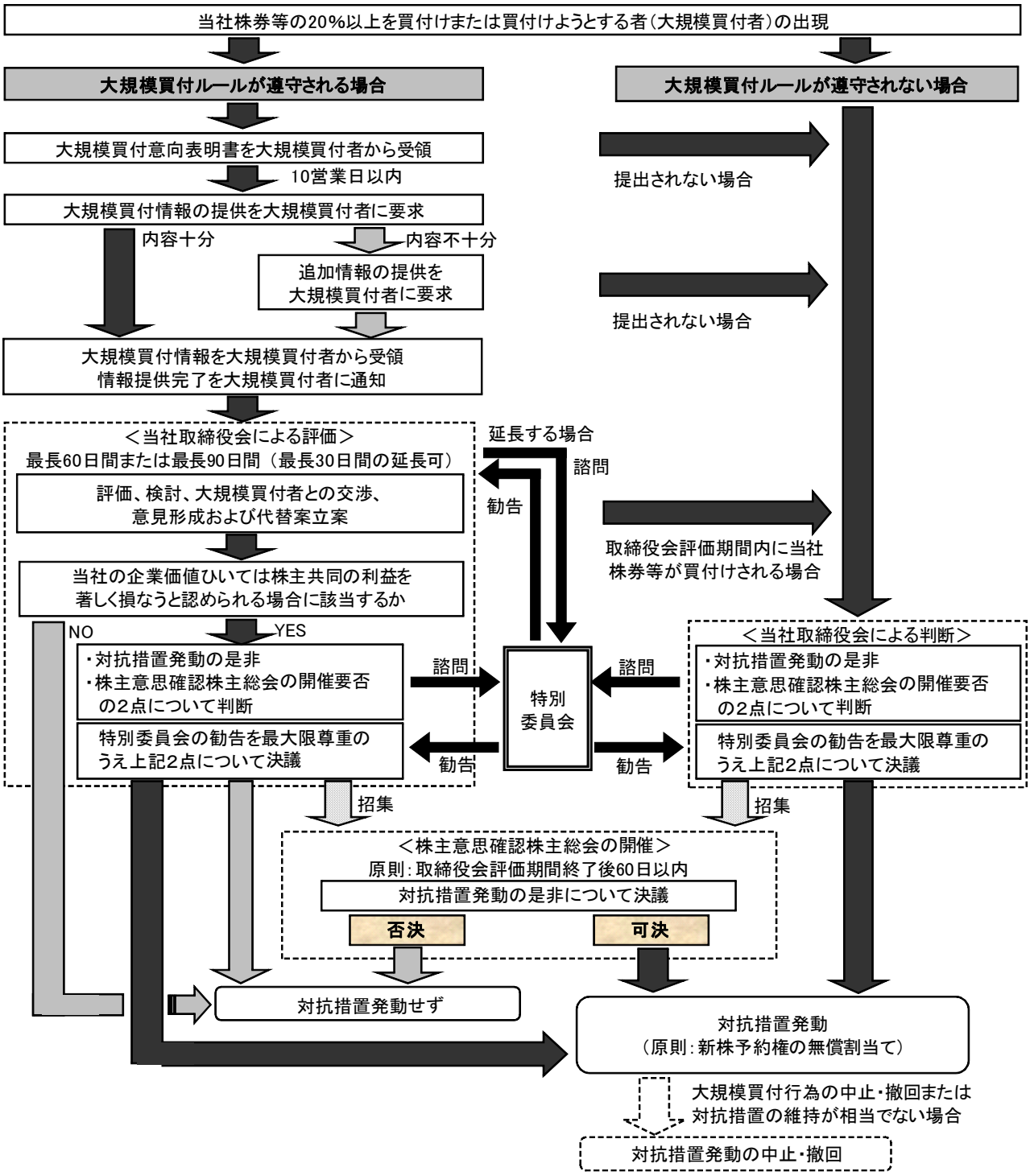
[3] 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

[4] 公開買付け(金融商品取引法第 27 条の２第６項に規定する公開買付けを意味します。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第 27 条の２第 1 項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

[5] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。）をいいます。

（ご参考資料１）

本対応方針に係る手続の流れの概要



（注）このフローチャートは、本対応方針の概要を記述したものです。
本対応方針の詳細につきましては、本文をご参照ください。

（ご参考資料２）

当社の大株主の状況

平成 25 年３月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株　　主　　名	持株数（千株）	持株比率（%）
新日鐵住金株式会社	44,298	10.21
明治安田生命保険相互会社	20,759	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,387	4.23
株式会社みずほコーポレート銀行	15,543	3.58
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	14,058	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,304	3.06
本田技研工業株式会社	13,053	3.00
日本発條株式会社	12,697	2.92
トヨタ自動車株式会社	8,690	2.00
全国共済農業協同組合連合会	8,671	1.99

（注）持株比率は、自己株式 633,203 株を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

以　上

（ご参考資料３）

特別委員会委員の略歴

氏　名　　赤羽　　昇　（あかはね　のぼる）
略　歴　　昭和 37 年４月　日本陶器株式会社（現 株式会社ノリタケカンパニーリミテド）入社
平成 ６年 ６月　同社取締役
平成 ９年 ６月　同社常務取締役
平成 12 年 ６月　同社専務取締役
平成 14 年 ４月　同社取締役副社長
平成 14 年 ６月　同社代表取締役副社長
平成 16 年 ６月　同社代表取締役社長
平成 20 年 ６月　同社代表取締役会長
平成 24 年 ６月　同社相談役（現職）

氏　名　　服部　　豊　（はっとり　ゆたか）
略　歴　　昭和 42 年 ４月　名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所
昭和 46 年 12 月　服部豊法律事務所設立（現在に至る）
昭和 63 年 ４月　名古屋弁護士会副会長
平成 17 年 ６月　当社補欠監査役（現職）

氏　名　　小澤　祐吉　（おざわ　ゆうきち）
略　歴　　昭和 39 年 ３月　明治生命保険相互会社入社
平成 ３年 ７月　同社取締役企画部長
平成 ７年 ４月　同社常務取締役福岡本部長
平成 11 年 ４月　同社専務取締役
平成 15 年 ４月　同社代表取締役副社長
平成 16 年 １月　（合併により明治安田生命保険相互会社に改称）
同社代表取締役副社長
平成 17 年 11 月　同社退職
平成 21 年 ６月　当社社外監査役（現職）

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、当社は、小澤祐吉氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

以　上